

議案第 5 号

印西市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
印西市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

印西市長 藤 代 健 吾

印西市職員定数条例の一部を改正する条例

印西市職員定数条例（昭和 2 9 年条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「5 6 4 人」を「6 1 8 人」に改め、同条第 2 号中「8 人」を「1 0 人」に改め、同条第 6 号中「1 6 0 人」を「1 5 1 人」に改める。

第 4 条に次の 1 号を加える。

- (6) 印西市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和 7 年条例第 号）第 2 条の規定により自己啓発等休業の承認を受け、引き続き 1 年以上勤務しない職員

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号審議資料

印西市職員定数条例（昭和 29 年条例第 47 号）の一部を改正する条例の制定について

1 改正の要旨

- (1) 市長事務部局並びに議会及び教育委員会の事務部局の職員定数を改めるもの
- (2) 定数外職員に、自己啓発等休業の承認を受け、引き続き 1 年以上勤務しない職員を加えるもの

2 改正の理由

- (1) 行政需要に応じた的確な行政サービスを提供するため
- (2) 職員の定年延長を踏まえた定数管理とするため
- (3) 自己啓発等休業の承認を受ける職員の取扱いを定めるもの

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

新	旧
第 1 条 （略） （職員の定数）	第 1 条 （略） （職員の定数）
第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長事務部局の職員 <u>618人</u> (2) 議会の事務部局の職員 <u>10人</u> (3)～(5) （略） (6) 教育委員会の事務部局の職員 <u>151人</u> (7) （略）	第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長事務部局の職員 <u>564人</u> (2) 議会の事務部局の職員 <u>8人</u> (3)～(5) （略） (6) 教育委員会の事務部局の職員 <u>160人</u> (7) （略）
第 3 条 （略） （定数外職員）	第 3 条 （略） （定数外職員）
第 4 条 次に掲げる職員は、第 2 条に規定する職員の定数の外にある職員とする。 (1)～(5) （略） (6) <u>印西市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和 7 年条例第 号）第 2 条の規定により自己啓発等休業の承認を受け、引き続き 1 年以上勤務しない職員</u> 附 則 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	第 4 条 次に掲げる職員は、第 2 条に規定する職員の定数の外にある職員とする。 (1)～(5) （略）